

○農地所有適格法人について

- 農地所有適格法人の要件を満たすときは、農地を買ったり借りたりすることができます。
- 農地法改正により、農地を所有できる法人の要件について、法人が6次産業化等を図り経営を発展させやすくする観点から見直されました。
- 農地を所有できる法人の要件であることを明確にするため、要件を満たす法人の呼称を「農業生産法人」から「農地所有適格法人」に変更されました。

1. 法人形態要件

株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社

2. 事業要件

主たる事業が農業(自己の農業と関連する農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)[売上高が過半]

3. 構成員・議決権要件

- 法人の行う農業に常時従事する個人
- 農地の権利を提供した個人
- 農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体を通じて法人に農地を貸し付けている個人
- 基幹的な農作業を委託している個人
- 地方公共団体、農地中間管理機構、農業協同組合、農事協同組合連合会

(制限なし)
(農業関係者以外の者の構成員要件は撤廃されました。)

(農業関係者)
総議決権の過半

〈農業関係者以外〉
総議決権の2分の1未満

4. 役員要件

- ① 役員の過半が農業の常時従事者(原則年間150日以上)である構成員であること
- ② 役員又は重要な使用人の1人以上が、法人の行う農業に必要な農作業に従事(原則年間60日以上)すること